

「民主党厚生労働部門第2回医療・介護 WT 団体ヒアリング」について

平成 23 年 11 月 4 日（金）、衆議院第 2 議員会館にて「民主党厚生労働部門第 2 回医療・介護 WT 団体ヒアリング」（座長：柚木道義衆議院議員）が開催されました。

このヒアリングは、平成 24 年度の診療報酬・介護報酬の同時改訂に向けて、改定率や重点項目について一定の方向性を取りまとめることを目的に、関係各団体からの要望を聴取することを主旨とするものです。

午前の部、午後の部をあわせて合計 19 団体のヒアリングが行われ、午前の部では日本医師会、日本歯科医師会、日本薬剤師会、日本看護協会など医療界の団体に対する意見聴取が行われ、引き続き産業界からも日本製薬団体連合会、日本ジェネリック協会がヒアリングに臨みました。

医療機器業界の代表としては当工業会（一般社団法人日本医療機器工業会）の松本謙一理事長が招かれ、今後医療・介護分野における医療機器の役割がますます重要になることを踏まえつつ、時代の変化に即応した診療報酬制度の導入や規制システムの見直しが急務であることが主張されました。

具体的な提言としては、医療イノベーションの推進こそが医療の質の向上に資するものであるという基本思想を軸に、医療機器の特性である改良・改善に対する具体的なインセンティブを設けるべく、現在の画一的な機能区分ごとの価格設定ではなく製品個別の特質を評価しうる新たな診療報酬制度の導入が必要であること、また継続的なメンテナンスを要する医療機器に対して保守管理料を設定すべきこと、加えて昨今の医療提供体制の変化や診断技術の高度化を踏まえ、がんの診断がより円滑に行えるよう「病理診断料加算」を新設すべきこと、IT を用いた遠隔診断を支援し、かつ各種の画像診断技術を適正に評価するための新たな償還価格体系の導入を検討すべきことなどが提言されました。

さらに、松本理事長からは、絶え間ない技術革新が求められる医療機器がいまだに医薬品と同一の法律（薬事法）で規制されていることの不合理が指摘され、医療機器に特化した法律——『医療機器法』の制定こそが急務であり、これに基づいて医療機器の審査制度を全面的に再構築すべきこと、また地域クラスター・イノベーションを支援する施策の必要性や、医療機器の安定供給を確実にするための基盤整備、在宅医療の推進など、多岐にわたる意見が提示されました。

これに引き続いて質疑応答（意見交換）が行われ、厚生労働委員会委員の斉藤進衆議院議員（静岡 8 区選出）からは、「医療機器法制定の必要性」について大いに賛同する旨のご意見が述べられ、専門性を欠いた現在の PMDA 審査の問題点が鋭く指摘されるとともに、医薬品とは完全に分離した医療機器の規制システムを早期に導入すべきことなどが主張されました。

意見聴取の時間はわずかに 15 分間でしたが、診療報酬改訂に向けた単なる団体の「陳情」などではなく、「わが国の医療をどう方向付けて行くべきか」という将来を見据えた政策提言になっていた点が強く印象づけられるヒアリングであり、また松本理事長の提言に対して民主党議員の先生から即座に力強い賛同が得られるなど、大変建設的であり、また有意義な会であったと考えます。



【民主党厚生労働部門会議 医療介護ワーキングチーム】

左から岡本充功衆議院議員、座長：柚木道義衆議院議員、梅村聡参議院議員



【左から 松本理事長、石塚理事（広報企画委員会委員長）、飯田薬事委員会委員長】